

令和6年6月定例会建設経済常任委員会（6月20日）

開会（9：55）

○川島 要委員長 それでは、予算決算審査特別委員会に引き続き御苦労さまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は全部で4件であります。

審査の順序は、お手元に配付の議案審査順表のとおり行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 御異議なしということで、お手元に配付の審査順表のとおりとさせていただきます。

それでは、議案審査を行います。

初めに、都市政策部所管の議案審査に入ります。

議第44号「志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 換地処分の公告の日からというふうに書いてありまして、地名が、例えば小川から南小川とこういうふうなふうに変えられております。これは換地処分の公告の日からこの地名を使うと、そういう意味でよろしいんですか。

○滝 昌明区画整理課長 換地処分の公告の翌日から新しい町名・地番に変わります。

○藤岡雅哉委員 今、おおむねこの頃だろうというのは言えるんですか。

○滝 昌明区画整理課長 換地処分の公告は現在7月12日の金曜日を予定しております。

こちらは県のほうで公告をしていただくものですから、今のところ12日に公告をして、13日から住所が新しく変わるというふうに予定しております。

○川島 要委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第44号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、都市政策部所管の議案の審査は終了いたしました。

都市政策部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩（9：57～10：00）

○川島 要委員長 それでは、次に上下水道部所管の議案審査に入ります。

議第42号「令和6年度焼津市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

42号に対してはいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第42号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号「焼津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○奥川清孝委員 今回の条例改正の中で、12条の1項9号中の「大腸菌群数を除く」を「大腸菌数を除く」に改めるわけですが、これによって放流水の何がどういうようになるといえるのでしょうか。

○村松 久下水道課長 このたび、大腸菌群数を大腸菌というふうに改めるということについてでございます。

まず、大腸菌というのは菌そのものを表すもので、大腸菌群というのは、分類学上の菌の名前ということではなくて、乳糖を分解して酸とガスを生じる菌、それを総称して大腸菌群といいます。これまで、大腸菌につきまして、正確に抽出することが事実上できなかったということで、便宜上大腸菌群を指標としてやっていたんですけれども、技術革新が進んだことにより、大腸菌ということで改めたということで、これが環境基本法ですとか水質汚濁防止法、そういった関係法令に基づいて、放水基準と併せて、条例の改正をするものでございます。

以上です。

○奥川清孝委員 放流水、要するに最終的には検査して放流をするということですよ。

そうすると、要はそれによって、よりきれいになるということなのではないでしょうか。

○村松 久下水道課長 放流水の水質としては、これまでと変わらないものと承知しております。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川島 要委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第46号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、上下水道部所管の議案の審査は終了いたしました。

上下水道部の皆様、御苦労さまでした。

ここで当局が交代いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩（１０：０５～１０：０７）

○川島 要委員長 それでは、次に建設部所管の議案審査に入ります。

議第49号「令和６年度（準）小石川遊水池整備工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局に対し、質疑のある委員は御発言願います。

○藤岡雅哉委員 まず、最低制限価格が設けられていないんですが、これって何か理由があるんですか。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今回の工事につきましては、５,０００万円以上の工事という形になりますので、低入札価格という形で行っております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 低入札、少し御説明いただけるとありがたいです。

○南 昌広河川課長 ５,０００万円以上の工事につきましては、低入札価格調査における調査価格基準で取り扱っております。焼津市の低入札価格調査取扱要領で対応しています。

以上です。

○藤岡雅哉委員 この５,０００万円以上を低入札価格の取扱いの要項には、最低制限価格を設けないと、そういう要項になっているということですね。

○南 昌広河川課長 こちらの取扱要項には、失格判断基準価格は設けています。参考ですけれども。

以上です。

○藤岡雅哉委員 失格判断金額は設けているということですか。

○南 昌広河川課長 そうです。

○藤岡雅哉委員 この表の中に失格基準価格って明示はされていないんですが、なぜですか。

○南 昌広河川課長 議案の資料の中ではうたわれておりません。

○藤岡雅哉委員 その理由は何ですか。

○平岡慎也契約担当係長 補足をさせていただきます。

調査基準価格を設けている入札価格制度においては、調査基準価格は設けて、それを下回った場合の失格判断基準価格というものを設けてあるんですけれども、結果のところには、これは県のシステムなんですけれども、表示をしないで、実際その案件があったときに、調査の中で失格ということで判断する形になりますので、外には出すような形の数字とはしておりません。

○南 昌広河川課長 補足です。

結果、その数字自体は、いわゆるブラックボックスみたいな形になっているわけではなくて、低入札価格調査要領というものがあまして、調査基準価格の8割を下回った場合には失格になりますよというような形で書いてあるものですから、数字としては幾つになるかというのは、調査基準価格があって、それを8掛ければということになっておるものですから、そこは対外的にも示されているものになります。

○池谷和正委員 表に書かなきゃいいですね。表に書かなければブランクになっていると分からないですよ、これ。

○川島 要委員長 表の中に項目の欄があるもんで、欄があるのに書かないというののもどうなのかなと。

○池谷和正委員 だから、そもそも入札の仕方、システムが分かっていない。こちら側に対しての説明資料として空いている空欄があると、何で空欄が空いているというところ、そこを、まず最初の初期段階のところで説明しないと分からない。僕らはそれでも事業を経験して入札も経験しているから分かるんですけど、こうやって資料を提示するときに、だったらこれじゃない書式にしたほうが逆に言うと説明しやすいということです。だって、初歩の初歩の話になっちゃうじゃん。これじゃ審査じゃないじゃん。

○奥川清孝委員 この総合評価落札方式を導入した理由はどういうことでしょうか。施工能力とか配置予定者、技術員、その辺の妥当性ということだと思えるんですけども、総合評価落札方式を導入したことによる具体的な効果というか、何を期待してそれを選んだのかなと、その辺はどうでしょう。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今回の工事は治水対策として重要な工事ということもありまして、工事の目的物として、品質を高めることを期待したいということで総合評価落札方式を導入させていただきました。

以上です。

○奥川清孝委員 分かりました。

そうすると、評価項目であるんですけども、この評価項目は、説明ですと、施工能力とか社会性とか技術力とか、当然価格も入るわけですけども、具体的に評価項目の内容というか加点、点数、そういったものはどうなのか。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今回の主な項目につきましては、施工能力でありましたら、例えば施工実績、そういったものを評価の1つとして入れております。また、配置予定技術者のほうでは技術者の保有資格、そういったものを評価の項目としております。また、企業の社会性とか信頼性というところにおきましては、市内企業の施工割合、そういったところを1つの項目として評価を入れております。

以上です。

○奥川清孝委員 細かく質疑しちゃって申し訳ないんですけども、例えば大規模災害だとか集中豪雨的なもの、あるいは通信機器的な情動的なもの、そういったものはこの評価項目の中に入っているんですか。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今の質疑ですけども、企業社会性、信頼性という中で、災害協定に基づく活動実績の有無、そういったところを評価項目としております。

以上です。

○奥川清孝委員 総合評価落札方式で落札者を決定するに当たってのプロセスというか、当然審査会をやったということで決めていくと思うんですけど、その中に学識経験者、そういった者の意見を求めることになっていると思うんですけど、そんな意見は出ているんですか。

○平岡慎也契約担当係長 おっしゃるとおり、総合評価落札方式をやるときには、焼津市のほうで、基本的な焼津市総合評価方式の試行方法ということで要領を設けているんですけども、学識経験者の意見も聞くということで、県内の市町が利用することとして、静岡県で専門部会を設けていただいているものですから、その交通基盤部の土木関係の総合評価の審査委員会を活用させていただいております。そこで今回の案件についても意見を諮っておりまして、その中で出た意見としては、細かい話になってしまうかもしれないんですけども、今回、同種・類似工事ということで、会社とか技術者の施工実績を、こういうものをやっていれば0.5点加点しますよとか、1点加点しますよという分類があるんですけども、その中で加点項目として、ブロック積み擁壁工というものを設定したんですけども、うちのほうの当初の提案では、今回土木一式工事ということで工事を発注しておるものですから、土木一式工事というものに限定したブロック積みの関係の内容がいいじゃないかということで、考えて意見を諮ったんですけども、県のほうの専門の方の意見としては、ブロック積みというのは土木一式だけで発注されるものではないので、例えばとび・土工工事みたいなもので発注する場合もあるので、土木一式と来ると定義が限定され過ぎていて、もうちょっと広げたほうがいいんじゃないかという意見がございまして、今回は我々が出した土木一式はやめて、ブロック積み工という表現だけにとどめたというような形で、こちらのほうを発注しております。

以上です。

○奥川清孝委員 契約検査課の方がいらっしゃるんであれですけど、総合評価の入札、割合とするとどのぐらいあるんですか、焼津市の契約。例えば。

○平岡慎也契約担当係長 お答えいたします。

それほど件数はないというのが正直なところで、国のほうもこれを進めるということではなっているんですけども、実際どの市町もそれほど、実績としては令和5年度も令和4年度も10件弱、焼津市のほうではやっております。令和6年度につきましては、今の予定ですけども、15件程度やっております。主な工事としては水道のほうの、配水管とかそういう管の更新、水道施設の工事、そちらを発注することが多い割合になっています。

以上です。

○奥川清孝委員 要望です。

やっぱりこれは非常にいいと思うんですよね。質を高めるという意味では。それと、また発注する市に対しても、いろいろ協定を結んでくれたりとか、入札に当たってのIoTとかそういうものの向上もできるし、非常にコストも下げられると思うもので、ぜひ増やしていったほうがいいかなという話です。

○藤岡雅哉委員 今の奥川委員の質疑に関連してなんですが、この評価結果は公表されませんか。

○平岡慎也契約担当係長 お答えいたします。

こちらの合計点は今示したとおりになっているんですけども、個々の詳細というのは、この場合に限らずですけども、契約を締結した後に、縦覧という形で、細かなものを誰でも見られるような形で公開しておりますので、そこで確認することができます。

○藤岡雅哉委員 紙ベースでしたでしょうか、電子的にも、インターネット上とか。

○平岡慎也契約担当係長 結果は電子上で、合計点を見るんですけど、細かな資料的なものは、紙ベースで何枚かになっているものを見る形になります。

○藤岡雅哉委員 全国的に見て公表されている自治体もあるように見えましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

○岡田光正委員 この工事の関係ですけども、このときの工事期間、隣のミニステーション、あれに影響は結構出るんですか。その辺はどういうふうになるんですか。

○南 昌広河川課長 お答えします。

ミニステーションのほうには影響がないような形で、仮設通路をつくったり、そういった形で安全に配慮しながら、工事のほうを進めたいと考えております。

以上です。

○奥川清孝委員 地元対策じゃないけれども、その辺の状況とするとどうなんですか。これからの工事も含めて。

○南 昌広河川課長 地元のほうにおきましては、3月下旬に、まずこういった事業を検討しているということでお知らせを行いました。これからは議会議決の業者が決まり次第、改めて業者の名前を入れた形のものを地元回覧したいと考えております。

以上です。

○藤岡雅哉委員 基準金額と落札金額がかなり近いんですけども、この基準価格というのは誰がどのように算出をされたものですか。

○平岡慎也契約担当係長 お答えいたします。

先ほど申し上げた低入札価格調査要領というものに、各経費のところに幾つの係数を掛けてというような形のものがあまして、それは基本的に焼津市独自のものではなくて、中央公契連モデルといって、国土交通省が定めているような標準的なモデルがあるものですから、それと同じような形で率を設けておりまして、設計の内容に基づいて、その率をそれぞれ掛けたものが調査基準価格で設定されることになります。

以上です。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

○秋山博子副委員 具体的なこの工事の概要なんですけれども、これはまず大体深さは約1メートルぐらいとかなりの広さになるんですけれども、この深さといいますか、お水の容量というか、このぐらいで大丈夫だろうというような、どういうふうな計算でこの数字が設定されたのか、教えてください。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今回のこちらの広場のほうの地下水等も勘案しまして、今回約1メートル掘り下げるという形で検討したところであります。

以上です。

○秋山博子副委員 広場の地下水というのはどういうことなんでしょうか。

○南 昌広河川課長 地下水位ということです。

○秋山博子副委員 つまり、地下水位と深さが、どういう関係なのでしょう。

○南 昌広河川課長 この設計をするに当たりまして、現場のほうの掘削を現地で行いました。そういった中で、地下水が染み出てくるところを勘案しまして、今回の、グラウンドとして使うことも必要となるものですから、そのところ、水が染み出てこないようなところを検討しています。

○秋山博子副委員 そうすると、結構地下水位というのが高い場所であったということなんです。

○南 昌広河川課長 比較的、焼津市におきましては、地下水が高いという形で認識しております。

○秋山博子副委員 それから、市民から、この容量について、昨今の線状降水帯であるとか、その頻度も上がっている中で、この容量というか、それで大丈夫なのかなということもあって、今の御説明ですと、通常グラウンドとして使えるようにということで深さも決まってきたというのですが、その辺、本来の目的は治水ということになると思うので、その辺りはどうでしょうか。

○南 昌広河川課長 今回上流域、藤枝と焼津市境のところにこういう遊水池をつくることで、豊田小学校付近、あの辺りが近年浸水被害が発生しているんですけど、その部分が軽減されるということが確認されていますので、効果としては出ているところであります。

○秋山博子副委員 そうすると、近年の降水量、降雨量というか、降水量の頻度とか傾向を十分検討してというか、それを予測した上でのこの大きさと容量というふうに計算されたものということですか。

○南 昌広河川課長 今回の施設だけでは、やはり治水対策というのは全て解決することはできないものですから、こういったものと併せて、今後新たなところの公共施設、市有地を活用した貯留施設をつくったり、河川改修であったり、かさ上げ、そういったところを今後進めていくことで、治水安全度を向上していくというような形になります。

以上です。

○川島 要委員長 ほかに。

○内田修司委員 先ほどのお話で、1メートルぐらい掘削して、ふだんは今と同様にグラウンドとして使用されるということはよろしいんですね。

○南 昌広河川課長 通常時はグラウンドとして活用できるような形で整備いたします。

○内田修司委員 そうすると、この1メートル掘り下げたところに階段というか、下りるスロープというのか、そんなのをつけられるんですね、恐らく。それはいいんですけど、本来の目的の遊水池としての、隣の小石川が越水する近くまで行ったときに、ここに水を入れ込んで、最終的にたまった状態で、翌日以降、自然に流すということだと思うんですけど、たまった状態のときに、要はその池の状態が一番危険かなと思うので、そこを乗り越えないというか、そのためにフェンスがあるんだと思うんですけど、転落防止柵、これが、高さがいまいち分からないんですが、1メートルぐらいですかね、高さ、そのぐらいのフェンスがずっと張られていると、そういうことでよろしいですか。

○南 昌広河川課長 内田委員がおっしゃるとおり、1.1メートルの転落防止柵を道路側につくりまして、JR側のほうについてはネットフェンスという形で1.2メートルのものをつくって、そこのたまる施設の部分については、水がたまっている状況でも人が安全なような形の対策は取っている状況であります。施設の高さについては、通常のネットフェンスだったり、転落防止柵の高さで作っております。

以上です。

○池谷和正委員 じゃ、何点かお聞きします。

まずは工期です。議決の日から令和7年の3月10日までということなんですけど、取りあえずもうどんどんスタートしちゃうということですよ。その辺を教えてください。

○南 昌広河川課長 今回の議会の議決を得次第、速やかに工程調整を図り事業を進めて、年度内完成を目途に進めていきたいと考えております。

以上です。

○池谷和正委員 私は賛成です。今、梅雨時期というんですかね、雨が多くなるので工事がしにくいかなと思うんですけど、どうしても9月の入札が多くて、建設会社というのは、4、5、6、7というか、夏の時期は仕事が薄くてということで、その入札のいつもバランスが、業者の皆さんからの意見はいただくんですけど。今回テーマになっている総合評価もそうですよ。企業の皆さんは特に、それぞれの独自の努力をしているというのは日々僕らも見ているので分かりますし、現場に対しての熱意、近隣住民との交渉、それは役所の皆さんだけじゃ、今までの工事の完成というのはできなかったと思うんですよ。だから、お互いに1つのチームになってやっていくということを考えると、今回この工事全てが、何なら僕は藤枝にも見てもらいたいんですよ。小石川の今までの流れを見ていくと、上流部の開発のスピードがどうしても気になるんですよ。だから、下流域だけにこういうものをつくって全ての問題が解決するかといたら、はてなのところが多いので、実際秋山副委員長からもあったんですけど、ここだけで勝負をかけるわけじゃなくて、ここから先にどんどんつくっていかなきゃならないというのと、何なら雨量計でもつけて、流れてくる水の分はお金をもらいたいぐらいの気持ちでこっちはいるんですけど、でも、これから各家庭で、家庭でも個人の土地を利用しての各戸貯留施設の補助も始まるというんだったら、ぜひともこの工事を機に注目を浴びてもらいたい。

それで、もう一つ言わせてもらおうと、ここは踏切があって、朝はものすごい交通量が増える場所なんですよ。迂回路の話もさっき出たんですけど、地元との協議は工事を進めるに当たって予定しているのか、教えてください。

○南 昌広河川課長 工事の調整につきましては、これから丁寧に説明していくような形になりますので、今池谷委員のほうからお話がありました渋滞等、そういったところについては、気をつけて丁寧に対応していきたいと考えております。

以上です。

○池谷和正委員 昨年度もある現場で、これはまた地元住民からも言われたんですけど、工事看板を置いて、警備員も置いたのに、要は、車が入る、バイクが入る、自転車が入るといって、事故になりかけたものもあるし、事故になったものもあるんですって。そうすると、真面目にやっている業者からすれば、かわいそうな話なんですよ。それで点数が評価につながってっちゃうんです。そういうのも含めると、行政側からもやっぱり安全管理というのは、ただ業者に発注したら任せるばかりじゃなくて、ある程度安全に工事がスピード感を持って完成できるように守ってあげるぐらいのものもこれからは必要がある。特に一番道路として混雑するようなところをやるときには、そのほうがいいと思います。後で裁判になったりとかという話を聞くと、あまりいい結果にはならないので、よろしくお願いしたいなと思います。

最後にですけど、グラウンドゴルフ、多分使っていると思うんですけど、グラウンドゴルフの皆さんとの、ここを使えない間はどこへというような話は出ていますか。

○南 昌広河川課長 グラウンドゴルフの方たちにおかれましては、昨年度中にお話をさせていただきまして了解を得ている状況です。代替地につきましては、現在、1つの案としましては、近くに公園もありますので、そちらのほうはどうかという形では提案はしているんですけども、この後しっかり調整して対応していきたいと考えております。

○池谷和正委員 オーバーフローというか、大雨が降ったときに中に入れるんですけど、目視で誰が蓋を開けるというか、水を入れ込む作業をして、いっぱいになった水はどうなったらはけていくのか。それで、最終的には安全とか、そういうのを確認するのは誰が担当するのかというのだけ、最後聞いて終わります。

○南 昌広河川課長 今回の遊水池の水を引き込むところにつきましては、取水のところに水門を設置しております。そこにつきましては、大雨が降ったときに、河川課職員のほうで現場を確認に行きまして、中に人がいないか、そういったところを確認した中で、水門を開けて水を引き込むような形にします。排水につきましては、水位の低下と併せて自然と排水するような形になります。

以上です。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

○秋山博子副委員 仕上げといたしますか、地面といたしますか、それはどういうふうになるんでしょうか。

○南 昌広河川課長 イメージとしましては、小学校や中学校、そういったグラウンドの、運動場の、ああいった形の舗装を今考えております。グラウンド舗装、土系の舗装で。

以上です。

○川島 要委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川島 要委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第49号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

○川島 要委員長 挙手総員であります。よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で、建設部所管の議案の審査は終了いたしました。

建設部の皆様、御苦労さまでした。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、建設経済常任委員会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

閉会 (10 : 37)